

残土条例制定、県に要望

NPO「産廃埋め立て規制を」

NPO産廃物問題ネットワーク三重（吉田ミサ代表理事）は二十九日、有害物質や産業廃棄物を含んだ土砂による埋め立てを規制する条例（残土条例）の制定を求め、県に要望書を提出した。

要望書は、「家屋の解体盛土などに使う手口が横行しているが、これを規制する条例がない」と指摘。これらの土砂を使った埋め立てを規制する条例の制定を求めている。

同団体が示す条例案は、

三千平方メートル以上の埋め立てについては県の許可を必要とし、環境省の基準に適合しない土砂が含まれる場合は、土砂の撤去や汚染防止策を講じるよう、事業者に命令できる。

吉田代表理事（左）が同日、県栄町庁舎で、県産廃物リサイクル課の和田一人課長に要望書を手渡し、「未来の子どもらに美しい自然を残したい」と述べた。和田課長は「要望書を精読して検討したい」と返答した。

同団体によると、残土条例は、少なくとも十六府県で制定されている。同団体は今日十九日、伊賀市内に搬入された建設残土が環境汚染につながっていると、同様の要望書を同市に提出した。



和田課長（右端）に残土条例の制定を求めて要望書を提出する吉田代表理事（中央） 県栄町庁舎で